

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
 第1表 接続料金
 第1 網使用料
 2 料金額
 2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	1,308 円	_____

新

料金表
 第1表 接続料金
 第1 網使用料
 2 料金額
 2-11 その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	666 円	_____

附 則（平成23年3月31日西相制第172号）
 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。